

第 7 編 災害復興計画

目次

第1節 復興組織の設置	474
第1 復興本部の設置	474
第2 復興本部の組織・運営	474
第2節 復興計画の策定	475
第1 復興計画等の内容	475

第1節 復興組織の設置

担当	市	各部
	関係機関	
	関係団体	

第1 復興本部の設置

市長は、著しい被害を受けた地域の復興を総合的に推進する必要があると認めるときは、被災後、早期に横断的な組織として復興本部を設置する。

なお、復旧・復興本部の構成及び分掌事務については、設置の際に定める。

第2 復興本部の組織・運営

復興本部の組織・運営は、災害の規模、被害状況等を勘案して決定する。

第2節 復興計画の策定

担当	市	各部
	関係機関	
	関係団体	

被災地の復興を計画的に推進する必要があると認められるときは、復興計画を策定する。

第1 復興計画等の内容

1 基本的考え方

市は、西脇市総合計画との整合性を図りつつ、被災者、各分野にわたる有識者、市民団体等の参画、提案等を十分に配慮するとともに、県の復興計画との調整を図り、災害発生以前の状態に回復するだけでなく、新たな視点から地域を再生することを目指し、被災の規模や社会情勢等の状況に応じた復興計画等を策定する。

2 復興計画の策定手順

復興計画策定の基本方針となる「復興基本構想」、中長期の総合的な復興の推進を図るための「復興計画」、緊急の対応を要する分野についての「分野別緊急復旧（復興）計画」等を策定し、明確な戦略とスケジュールの下で復旧・復興を推進していく。復興計画策定の準備段階においては、多様な価値観を持った様々な行動主体からの参画を得るため次の取組に配慮する。

- (1) 被災者、各分野にわたる有識者、市民団体、各地区の住民等への意見募集
- (2) 有識者、各種団体からなる委員会や各分野別の委員会の設置
- (3) 様々な分野におけるシンポジウム、フォーラムの開催等

3 復興計画の策定

(1) 策定上の留意事項

計画策定に当たっては、次の事項等に留意し、被災の規模や社会情勢等の状況に応じたものとする。

① 復興事前準備の実施

被災後に早期かつ的確に復興を行えるよう、事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備に努める。

② 多様な行動主体の参画と協働

住民の自分たちの生活は自分たちで守り創造していくという取組が重要であり、行政は、住民、企業及び団体等多様な価値観を持った行動主体の主体的な参画を得ながら相互に連携し、協働して復興を進めていく新たな仕組みづくりに配慮する。

③ 将来のニーズや時代潮流の変化への対応

復興計画の推進は長期にわたることから、社会情勢や住民の多様なニーズの変化に

対応できる、柔軟な計画となるよう配慮する。

④ 既往災害の経験と教訓の活用

過去に経験した災害の検証結果や復旧の過程等から得た経験や教訓の反映に配慮する。

(計画構成例)

- ア 基本方針
- イ 基本理念
- ウ 基本目標
- エ 施策体系
- オ 復興事業計画等
 - 想定される事業分野・生活
 - ・住宅
 - ・保健、医療
 - ・福祉
 - ・教育、文化
 - ・産業、雇用
 - ・環境
 - ・都市及び都市基盤 等

4 分野別緊急復旧（復興）計画

被災地域の本格復興を推進する上で、特に重要でかつ緊急の対応が必要な復興分野については、復興計画の策定と並行して、被害の規模や社会情勢等の状況に応じ、次に示す分野等の緊急復旧（復興）計画を策定する。

(1) 生活復興

各部は、被災者が、一日でも早く、安全で安心して快適に暮らせるための生活復旧計画を必要に応じて策定する。

(計画項目例)

- ① コミュニティづくりと生きがい創造の支援
 - 地域住民やボランティア、NPOなどの活動の推進によるふれあいと支えあいのコミュニティづくり、生きがい創造をはじめ被災者の自立復興に向けてのきめ細かい生活支援等
- ② 保健・医療・福祉サービスの充実
 - 障害のある方、高齢者などへの家事援助や保健活動などの在宅サービスの充実や医療の確保、こころのケア対策等
- ③ 被災児童・生徒への対策
 - 学校教育充実のための対策、体験を通じて生きる力をはぐくむ教育、被災児童・生徒のこころのケアのための対策等
- ④ 自立促進のための雇用・就業の確保と経済的支援
 - 求職者の多様なニーズに対応した雇用・就業機会の確保、貸付制度等の充実、

給付制度の適用等

- ⑤ 安全で快適な住まいの提供
仮設住宅の早期の提供と住環境の維持管理、円滑な恒久住宅への移行促進等
- ⑥ 相談・情報提供と支援者活動支援
相談、情報提供に協力する者への支援等

(2) 住宅復興

建設水道部は、被災した住居を早期に回復し、災害に強い恒久的な住宅の供給を図るため、住宅復興計画を必要に応じて策定する。

(計画項目例)

- ① 早期の恒久住宅建設
県・公団・公社等の協力、民間活力を活用した早期建設等
- ② 入居者に配慮した公的賃貸住宅の建設
地域別や世帯構成に配慮した供給・整備及び入居者選定方法の設定、家賃対策等
- ③ 面的整備に伴う住宅建設
面的な被害を受けた区域の住宅供給・住環境の改善と公共施設等の一体的整備等

(3) 都市基盤復興

建設水道部は、住民生活や産業活動の早期回復を図るため、主要交通施設、ライフラインその他公共土木施設等を緊急に復旧し、今まで以上に災害に強い地域に再生するために都市基盤の復興計画を必要に応じて策定する。

(計画項目例)

- ① 主要交通施設の整備
道路等の主要交通施設の早期復旧と耐震化・ネットワーク化による機能強化等
- ② 被災市街地の整備
面的整備事業等による被災市街地の復興と災害に強いまちづくりの早期実現等
- ③ ライフラインの整備
上下水道の早期復旧と耐震性の強化、情報通信システムの信頼性・安全性の向上等
- ④ 防災基盤の整備
公共土木施設の早期復旧と耐震性の強化及び防災拠点・防災帯の整備による防災空間確保等

(4) 産業復興

産業活力再生部は、著しい被害を受けた地域産業について、既存産業活動の早期復旧・復興を図るとともにこれを機に持続的発展を可能にする新たな産業構造を構築し、雇用の確保と安定した住民生活を実現するため産業復興計画を必要に応じて策定する。

(計画項目例)

- ① 被災企業の早期事業再開支援及び既存産業の再建・再構築
相談指導・支援体制の確立、中小企業・商店街の早期再建支援等
- ② 成熟社会にふさわしい新産業の導入・育成
企業家支援など新産業の導入・育成、企業の誘致促進等
- ③ 産業配置と広域的連携
新しい都市核との適正な機能分担及び連携等によるネットワーク型の産業拠点の配置等
- ④ 雇用安定への支援及び産業の復興と高度化に対応した人材育成
地域産業を支える人材育成・確保、自立的就業支援等

(5) その他

上記の分野別緊急復旧（復興）計画のほか、災害の規模や社会情勢等の状況により特に重要でかつ緊急の対応が必要な分野があると認める場合は、当該分野に係る緊急復興計画を策定する。